

## 乳房撮影システム保守業務仕様書

### 1. 適用

この仕様書は、乳房撮影システム保守業務委託に適用し、契約書のほか本仕様書により業務を実施するものとする。

### 2. 委託期間

検収の日の翌日から6年間とする。

※最初の1年間はメーカー保証等による無償での対応とする。

### 3. 履行場所

山梨県甲府市富士見1丁目1-1 山梨県立中央病院 放射線部

### 4. 施行の原則

本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑義が生じた時には本院施設管理担当者(以下「監督員」という。)と協議しなければならない。

### 5. 対象機器

- ・乳房用X線診断装置〇〇〇〇(製造番号:〇〇〇〇)及びその周辺機器
- ※最初の1年間(メーカーによる保証期間)については、令和4年 月 日付で締結した物品売買契約書にて上記の機器と一緒に調達した乳房吸引式組織生検用装置(周辺機器を含む)及び読影システム(周辺機器を含む)も対象とする。なお、保証期間が終了した時点で乳房吸引式組織生検用装置は本契約の対象外となることとし、読影システムについては、リモートメンテナンスのみの保守となることとする。
- ※保守対象物品の詳細については、入札結果に基づき別表を添付予定。

### 6. 保守の範囲

- (1) 乳房用X線診断装置及びその周辺機器の点検及び保守
- (2) 他システムとのデータ関係など乳房撮影システムが正常に機能するために必要な措置

### 7. 保守内容

定期点検(回数は機器メーカーの仕様に従うこと)	1回以上/年
・サポート業務	
・緊急修理保守サービス	
・定期交換部品	
・緊急修理保守部品	
・緊急輸送費	
・機器メンテナンス情報Webサービス	
・医療機器安全管理サポート	
・補用品サポート	
・随時保守(オンコール点検)	障害発生時
・リモートサービス業務	随 時

### 8. 部品等の取扱い

定期交換部品及び故障修理時の交換部品については、次のものを除いて、すべて受託者の負担とする。ただし、次のものについても、最初の1年間はメーカー保証等による無償での対応とする。

- ・X線管ユニット
- ・患者固定帯
- ・他社製品

## 9. 作業上の留意点等

- (1) 定期点検の実施日時については、事前に協議して定めるものとする。  
また、保守対応時間は、土・日曜日、祝祭日、年末年始を除いた午前9時から午後6時までを原則とする。  
ただし、障害発生時において、24時間受付可能な体制を整えるとともに、緊急の連絡を受けたときは、速やかに対応すること。
- (2) 作業を行う前に監督員と綿密な打ち合わせを行うこと。
- (3) 日本乳がん検診精度管理中央機構に則った精度管理を行い、データを担当者に提供すること。
- (4) 保守及び修理作業にあたっては、医療従事者の業務の妨げにならないように留意すること。
- (5) 定期点検及び修理作業が完了したときは、その都度、業務日誌及び保守点検の作業報告書2部（放射線部及び企画経理課施設管理担当に各1部）を遅滞なく提出すること。  
（業務日誌は当院の指示する書式を使用すること）
- (6) (5)の報告書には、必要に応じて作業中の記録写真を添付すること。また、作業により生じた発成品、その他残材等は受託者が責任持って処分すること。
- (7) 作業は他の機器や設備に損傷を与えないように行うこと。
- (8) 試験点検で使用する機器等については、全て受託者が用意すること。
- (9) 試験点検中に部品の破損、紛失等が生じた場合は、受託者の責により取替を行うこと。
- (10) 作業の結果不具合を発見した場合は、監督員と協議し、軽微なものについては修理、調整を行うこと。
- (11) 本仕様書に記されていない事項であっても、装置の機能上当然必要とされる点検試験等について行うこと。
- (12) 部品交換後は動作確認及び調整等の自主検査を行った上で、監督員等にその旨説明し確認を受けること。
- (13) あわせて仕様管理、保守管理、日常点検の必要性を説明すること。
- (14) 安全対策には万全を期すこと。
- (15) 電話回線を使用したリモートメンテナンスや遠隔故障診断等に係る電話回線料などは、受託者が負担すること。
- (16) リモートメンテナンスは、24時間365日対応可能とすること。
- (17) 監督員等との協議に基づき、コンピュータウイルス対策を行うこと。
- (18) 保守及び修理にて知り得た個人情報については、契約書及び個人情報取扱特記事項を遵守すること。

## 10. 暴力団排除

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、受託者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、医療機器修理許可書等を確認し、その書類を提出すること。

## 11. 保証期間

本業務により交換した部品の保証期間は、甲の取り扱いに起因する損害等の場合を除き、検収の日から1年とする。